

2. スウェーデンにおける支援の実際

国立大学法人 宮城教育大学

特別支援教育講座・『しょうがい学生支援室』

教授 菅井 裕行

教授 藤島 省太

(1) スウェーデンの教育

◆教育システム全般

スウェーデンの公教育システムは、一般義務学校、サミ（北方先住民）学校、特別学校、学習障害生徒のためのプログラムによって構成される義務教育と、就学前クラス、高等学校、学習障害のある生徒のための高等学校、自治体立成人教育、学習障害のある成人のための成人教育によって構成される非義務教育からなる。すべての公教育システムは無料で提供されている。25～64歳人口の約32%が、高等教育を受けている。政府による高等教育機関は38機関あり、さらにサミのための高等教育機関が9機関ある。

◆初等および後期中等教育制度

9年制の義務教育である基礎学校と、理論教育および職業教育に分かれた3～4年制の高等学校がある。就学前は保育園、6歳児を対象にした就学前学校があり、これは幼稚園教育ともよばれている。基礎学校は6歳入学だが、従来は7歳入学で現在も選択可能である。学期は8月中旬から始まり、クリスマス休暇までの秋学期、新年から6月初旬までの春学期の2期制である。費用はすべて公費負担。1クラスはほぼ20名程度の生徒によって構成され、集団による同一内容の学習ではなく、テーマに即した経験重視の学習内容で、ペーパーによる全国試験のようなものはない。学習進度に問題がある子どもについては、特別なプログラムが用意されたり、補助教員がつくこともある。近年は私立学校もできはじめている。高等学校は16歳入学の3年制。基礎学校でのクレジットにおいて必要単位をとっていることが条件で、それぞれの単位にはグレードがある。理論教育のコースは、学科学習が中心で大学進学をめざす生徒が多い。職業教育は、日本の職業専門学校に匹敵する内容を持ち、社会に出てからの実務に直結する内容を学習する。卒業後、就職する生徒も多いが、大学進学も可能であり、さらに高度な職業技術を学ぶ生徒もいる。聾、難聴

の生徒のために、理論教育および職業教育を学ぶことができるコースもある。

18歳以上の成人対象の国民高等学校という制度もあり、特徴的なテーマに基づく4～24週間の教育を受けることができる。障害のある生徒は、知的障害の場合をのぞいて統合教育を受けることができるが、基礎学校段階には障害別の学校が用意されている。各学校で個々のニーズに合わせて特別に個人プログラムを用意する。障害のある生徒を対象とした国民高等学校もあり、ここで補習教育を受けた後、大学へ進学する生徒もいる。

◆高等教育システム

1) 入学

進学に際し、入学試験はない。すべての高等教育機関で一律に必要とされる「一般入学資格」と、専門科目についての追加的な入学資格がある。一般入学資格とは高等学校で学んで得るクレジットである。これはスウェーデン語、数学、そして英語は必修である。ただし聴覚障害者の場合は、手話を言語として認められており、従って手話、数学、スウェーデン語が必修クレジットとなる。高等学校での獲得クレジットとそのグレードによって希望する大学や学部に進めるかどうかが決まる。志願者数が定員を上回った場合、このグレードか、全国大学適正試験の成績による。医学部や法学部等進学希望者が多い学部ではすべてのクレジットにおいてAレベルを持っていることが必要である。

2) 修学システム

日本と同じ履修単位制である。1単位は1週間の通常学習量に相当しており、年間40単位の履修が求められる。1学年2期制。授業形態もほぼ日本と同じで、使用言語はスウェーデン語が中心となる。ただ、英語による授業もあり、同じ授業が二つの言語によって別々の日に行われることもある。言語学や英米文学などの専攻では英語による授業およびレポート提出も英語による場合が多い。必読文献の多くは英語であり、大学入学に際し高い英語力が求められている。一般学位は、次の通りである。一つは80単位以上を取得して得る卒業証書（証明書）で通常2年間の履修によるもの、次に専攻科目60単位（内10単位が修士論文）を含む120単位以上の取得による学士号、通常は3年間の履修によるもの、そして専攻科目80単位（うち10～20単位が修士論文）を含む160単位以上の取得による修士号で通常4年間の履修によるもの、以上である。

大学院に入学するには3年間の学部教養プログラムを修了し、該当する分野での60単

位以上を取得していることが求められる。また入学に際して面接もある。通常4年間の履修で提出した論文が公開審査で認められて博士号が取得される。この博士論文とは別に2年から2年半の短期の研究活動で執筆されるリセンシアート論文といわれるものがあり、後に博士号を取得するための補充的な学位として位置づけられている。

◆障害学生の受け入れおよびサポート

政府は2010年の目標として「すべての人々にアクセス可能な社会 (An accessible society)」という標語を掲げ、すべての政府機関および公共活動においてこれが達成されることを目指している。そのための具体的計画として、情報アクセス、移動アクセス、活動（仕事）におけるアクセスの3つの計画を設定している。この政府の指針のもと、大学もすべての学生に対するアクセスを保障するべく努力が求められている。これらの方向性を基本で支持しているものは2009年1月1日発効の **Discrimination Act** である。

スウェーデンでは1993年からすべての大学に障害学生のためのコーディネーターが設置された。ストックホルム大学やルンド大学、オレブロ大学などのような総合大学には3人（もしくはそれ以上）の専属スタッフが置かれているが、多くは1人であるか、小規模の大学では兼任という場合もある。2006年から2008年までの高等教育における障害のある学生の受け入れ状況を表1に示した。



図1. スウェーデン地図 (今回の調査は Stockholm, Orebro, Vaxjo を訪問)

表1. スウェーデンにおける高等教育機関での障害学生の受け入れ状況

	2008			2007			2006		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
ディスレクシア・特異的 学習障害	1879	1066	2945	1590	962	2552	1563	834	2397
視覚障害	123	80	203	109	64	173	122	69	191
運動障害	310	111	421	305	121	426	320	110	430
ろう(通訳を伴う)	114	49	163	88	49	137	112	55	167
ろう(通訳無し、教師が 手話可)	15	4	19	12	2	14	17	7	24
学習障害	423	315	738	317	254	571	273	205	478
難聴(通訳無し)	115	65	180	99	66	165	115	72	187
その他	173	83	256	172	80	252	164	56	220
総計	3152	1773	4925	2692	1598	4290	2686	1408	4094
支援計画とは関係なく 学習支援で来室	733	476	1229	690	475	1165	563	541	1104
全総計	3885	2249	6134	3382	2073	5455	3249	1949	5198